

三角港波多マリーナ指定管理者募集要項

公の施設の管理については、平成15年6月に地方自治法の一部改正（同年9月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

熊本県では、公の施設である「三角港波多マリーナ」の管理運営業務についても、設置目的をより効果的に達成させるため、指定管理者制度を導入することとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第17条並びに熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第3条の規定に基づき、三角港波多マリーナの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名 称

三角港波多マリーナ

(2) 所在地

宇城市三角町波多字郷開2864番地115

(3) 施設の設置目的、役割等

三角港周辺のプレジャーボート等の収容を行い、放置艇の発生等を防止するため設置。

(4) 施設の沿革

平成15年7月 供用開始

現在、44隻が海上係留施設を利用（海上係留収容能力：44隻）

(5) 施設内容、規模等

別紙「三角港波多マリーナ施設概要書」のとおり

(6) 現在の管理運営体制

現在の管理運営者・・・三角町漁業協同組合

(7) 施設の利用実績

別紙「三角港波多マリーナ施設概要書」のとおり

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

三角港波多マリーナは、三角港周辺のプレジャーボート等の収容を行い、放置艇の発生を防止するために設置しているものであり、施設の管理運営に民間の能力を活用することで、県民サービスの向上及び管理経費の節減を図るものである。また、本県ではSDGs（持続可能な開発目標）の推進に取り組んでおり、指定管理者はSDGsの考え方を取り入れた運営に努めること。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休業日 毎週水曜日

(2) 開業時間 午前9時から午後5時まで

※ 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て、三角港波多マリーナの港湾施設（管理棟及び係船専用浮桟橋であって短期使用に係るものに限る。）の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は開業時間を変更することができます。

(3) 法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ① 熊本県港湾管理条例、同施行規則
 - ② 港湾法、同施行規則
 - ③ 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
 - ④ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
 - ⑤ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
 - ⑥ その他
 - ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。
 - ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
 - ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とします。
 - ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。
- また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

(4) 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、県と指定管理者が協議のうえ、協定で定めます。

4 指定管理者の業務等

- (1) 三角港波多マリーナにある港湾施設の利用調整及び管理に関する業務
- (2) 三角港波多マリーナにある港湾施設の使用の許可に関する業務
- (3) 三角港波多マリーナにある港湾施設の維持に関する業務
- (4) その他、別紙三角港波多マリーナ施設管理仕様書に定める業務

5 指定の期間

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

三角港波多マリーナの管理運営に要する経費は、施設の利用料金によって賄うこととします。（利用料金制）

＜参考＞

海上係留の使用料収入（令和7年度実績）	6, 290千円
令和7年度管理運営経費実績	5, 542千円

7 剰余金の取扱い

指定管理者は、指定期間中における各事業年度（4月1日から翌年3月31日までを1事業年度とします。）終了後において、419千円又は剰余金（各

事業年度の総収入額が当該事業年度の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）から消費税及び地方消費税額を除いた額の50％に相当する額のいずれか高い額を県に納付するものとします。

剰余金から消費税及び地方消費税額を除いた50％の額の計算式
(税抜き総収入額－税抜き総支出額)×50％

ただし、指定管理者の責によらない要因（災害の発生や社会情勢の変化など）により収入額が激減した場合には、別途協議するものとします。

また、納付方法等の詳細については、協定締結時に定めるものとします。

8 基準価格

利用料金制を採り、施設の運営費用が全て利用料金で賄えるため設定しない。ただし、賃金及び物価水準の目安となる指標に一定水準を超える変動があった場合には、運用指針別冊 指定管理者制度導入施設におけるスライド方式運用マニュアルに基づき対応する。

9 参加資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 県内に事業所を有すること。
- ③ 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- ④ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤ 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

※ 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意してください。

- ① 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
- ② 申請書の記名については、参加者全員が行うこと。
- ③ 10提出書類の(3)～(8)については、参加者全員の分を提出すること。

④ 一申請者一提案

申請については、一申請者につき一提案に限ります。また、グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできません。

また、代表団体及びその他の構成員は、9参加資格①～⑦のすべてを満たすことが必要です。

10 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
- (2) 事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
※ 収支予算書は、現行の使用料収入を基に算出した額で作成すること。
- (3) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者の場合を除く。）
- (8) 納税証明書
ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
イ 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- (9) その他
ア 県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
イ グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
ウ 「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関しての申立書
エ その他知事が必要と認める書類

11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和8年（2026年）9月 4日（金曜）から
9月17日（木曜）まで
- ② 受付方法 質問票（別紙様式3）に記入のうえ、電子メールで提出してください。
※ 電話での質問は受け付けません。

12 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。参加を希望される場合は、別紙様式4により、あらかじめ連絡してください。

- ① 開催日時 令和8年（2026年）9月11日（金曜）
午前10時から1時間程度
- ② 開催場所 三角港波多マリーナ管理棟

13 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 熊本県土木部河川港湾局港湾課（県庁行政棟本館12階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2515

- (2) 提出期間 令和8年(2026年)9月4日(金曜)から令和8年(2026年)10月5日(月曜)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとします。

※ 郵送の場合は、書留郵便により令和8年(2026年)10月5日(月曜)の午後5時までに必着すること。

※ 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めません。

- (3) 提出部数 正本1部、副本9部

※ 副本については、コピーで構いません。

14 選定方法

- (1) 指定管理候補者選考委員会の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定します。

なお、指定管理候補者選考委員会では、各委員が次の審査基準に基づいて審査・採点を行い、選考意見を取りまとめます。

- (2) 審査基準と配点

審査基準	審査項目	判定
住民の平等な利用の確保	- 施設の設置目的及び県が示した管理の方針 - 住民の施設の平等な利用の確保	適・不適

※選考委員会において「否」と判定された場合は失格とし、以下の採点は実施しない。

審査基準	審査項目	配点 (100点満点)
施設の効用の最大限の発揮	- 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 - サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 - 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	40
適正な収支計画	- 施設の管理運営に係る経費の内容 - 収支計画の内容、適格性及び実現可能性	15
管理を安定して行う人的、財産的基礎	- 安定的な運営が可能となる人的能力 - 安定的な運営が可能となる経理的基盤 - 類似施設の運営実績	30
その他	- 三角港港湾に対する知識 - 災害等発生時への初期対応能力 - 事故等発生時の連絡・報告体制の構築	15

- 14 申請に要する経費
申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。
- 15 無効又は失格
本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。
- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限等を守られなかったとき
 - ② 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - ④ 申請書に虚偽の内容が記載されているもの
 - ⑤ その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
- 16 選考委員会
令和8年（2026年）10月に開催する予定です。申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。日時、場所については後日連絡します。
- 17 選定結果等の公表
応募状況について、申請した団体の名称については公表します。
選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で、各申請者の得点状況、指定管理候補者の選定理由、指定管理候補者の事業計画の概要等を公表します。
- 18 その他
- ① 提出書類はお返しできません。
 - ② 提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用は県庁内及び選考委員会での検討に限ります。）
 - ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- 19 留意事項
- ① 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「9 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。
 - ② 指定管理者の指定後に、指定管理者が「9 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

20 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 三角港波多マリーナ事業計画書（別紙様式1）
- (3) 三角港波多マリーナ収支予算書（別紙様式2）
- (4) 質問票（別紙様式3）
- (5) 現地説明会申込書（別紙様式4）
- (6) 申立書（別紙様式5）
- (7) 三角港波多マリーナ施設概要書
- (8) 三角港波多マリーナ施設管理仕様書
- (9) 三角港波多マリーナの管理運営に関する協定書（案）

熊本県土木部河川港湾局港湾課 担当 堀田 (TEL096-333-2515) kouwan@pref.kumamoto.lg.jp
